

セキュリティ・防犯・警備のセコム。幅広いセキュリティサービスで防犯対策をサポート。

[▶ホーム](#)[▶個人のお客さま](#)[▶法人のお客さま](#)[▶企業情報](#)

信頼される安心を、社会へ。

[お問い合わせ](#) [お近くのセコム](#) [セコム・ホームセキュリティ](#)[ホーム](#) >

お客様各位

2008年10月31日

セコム株式会社

セコム・ホームセキュリティご利用規定の一部改正について

弊社は、1981年にホームセキュリティサービスを開始して以来、安定して長期間にわたりサービスを提供することが、地域社会の治安の維持に貢献することにつながり、これが弊社の社会的使命であると考え、事業運営を行っております。契約の条項につきましても、この目的のために、およびお客様である消費者の適正な権利に配慮して作成しており、消費者市場において受け入れられてきたと考えております。

しかしながら、契約の条項につきましては、社会経済状況等に合わせて絶えず見直しが必要であることは言うまでもありません。弊社は過去においても改定を繰り返し行って参りました。この度、2007年5月に適格消費者団体の特定非営利活動法人消費者支援機構関西より、書面で、弊社のホームセキュリティ契約条項（「セコム・ホームセキュリティご利用規定」）について、更なる消費者への配慮が必要ではないかのご指摘を頂戴しました。

弊社は、消費者契約法施行の際に、業界団体である社団法人全国警備業協会が制定した「消費者契約に関するガイドライン」に準拠して契約条項を策定しており、お客様に受け入れられておりますが、この指摘をきっかけに、改めて見直すことといたしました。見直し内容は、実際の条項の運用と文言が一致しなくなっている条項の改定や、消費者契約法の趣旨に照らした場合誤解を生じやすい文言や消費者に分かりにくい文言の改定が主なものです。

具体的な改定の内容は、以下の新旧対照表のとおりです。また、ご契約内容の一部を構成する「セコム・ホームセキュリティのご契約説明書」は別記のとおりです。この改正は、2008年11月1日より使用を開始することといたします。なお、改正前のホームセキュリティ契約条項で弊社とご契約いただいているお客様のセコム・ホームセキュリティ契約に関しましても、2008年11月1日より、改正後のホームセキュリティ契約条項を適用して運用させていただきます。

今後とも弊社は、お客様である消費者の皆様の適正な利益の確保につきまして、消費者や消費者団体の皆様のご意見を拝聴させていただく所存であります。

[セコム・ホームセキュリティご利用規定 新旧対照表 \[PDF\]](#)[セコム・ホームセキュリティのご契約説明書 \[PDF\]](#)[● ページの先頭へ](#)[個人のお客さま](#) | [法人のお客さま](#) | [企業情報](#) | [セコムのエコ](#)[このサイトについて](#) | [プライバシーポリシー](#) | [セキュリティポリシー](#)

セコム株式会社

Copyright 2000-2009(C)SECOM CO.,LTD All Rights Reserved.

録しサービス説明書

セキュリティ・防犯・警備のセコム。監視カメラなど防犯グッズからAEDまで幅広いセキュリティサービスで安全対策・防犯対策をサポート。